

指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱

第1 目 的

この要綱は、北海道が指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設設置者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第11条並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の22及び第24条の15の規定に基づく指導並びに障害者総合支援法第48条及び第51条の27並びに児童福祉法第21条の5の22及び第24条の15の規定に基づく監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等、障害児通所支援及び障害児入所支援（以下「サービス等」という。）の質の確保並びに自立支援給付並びに障害児通所給付費及び障害児入所給付費の支給（以下「自立支援給付等」という。）の適正化を図ることを目的とする。

第2 指 導

1 指導の方針

指導は、指定障害福祉サービス事業者等に対して、次の北海道条例及び北海道規則並びに厚生労働省令及び厚生労働省告示に定めるサービス等の取扱い及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

なお、重点的かつ効果的な指導を行うため、重点指導事項を定めた「北海道指定障害福祉サービス事業者等指導方針」を策定し、制度改正や報酬改定の内容、指導結果等を踏まえ、3年ごとに見直しを行うことを原則とし、重大事案が発生した際には、適宜見直しを行う。

- (1) 北海道指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号）
- (2) 北海道指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第37号）
- (3) 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第101号）
- (4) 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第15号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- (6) 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号）
- (7) 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第38号）
- (8) 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第105号）
- (9) 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第39号）

- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (12) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- (13) 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）
- (14) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (15) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）

2 指導形態

指導形態は、次のとおりとする。

(1) 報告の徴取

指定障害福祉サービス事業者等に対して、毎年度4月1日を基準日として、4月15日までに別に定める指定障害福祉サービス事業者等現況報告書の提出を求め、指定事業の運営状況等を確認する。

(2) 指導

ア 集団指導

集団指導は、指定障害福祉サービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めた講習等又は、オンライン等の活用により行う。

集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

イ 運営指導

運営指導は、指定障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

3 実施機関

(1) 総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）

総合振興局等は、管内の指定障害福祉サービス事業者等に対し指導を行う。

(2) 保健福祉部

保健福祉部は、特に必要があると認められる場合に、総合振興局等が行う指導に協力するとともに、所要の取りまとめ、調整等を行う。

4 指導対象の選定

指導は全ての指定障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

原則全ての指定障害福祉サービス事業者等を対象とする。

(2) 運営指導

ア 新たにサービス等を開始した指定障害福祉サービス事業者等について、指定後3年以内に1回以上。ただし、就労継続支援A型は、新規指定の半年後を目途に1回実施

イ 指定障害者支援施設設置者及び指定障害児入所施設設置者については、2年に1回以上

ウ 指定障害福祉サービス事業者のうち、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については、3年に1回以上

その他のサービスについては、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上

エ 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合等、障害福祉サービス事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施

オ 前年度、監査対象となった指定障害福祉サービス事業者等及び運営指導の結果、文書指導が行われた指定障害福祉サービス事業者等のうち、運営指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等

カ 市町村等からの情報提供により、運営指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等

キ その他運営指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等

5 指導方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式又はオンライン等を活用した動画の配信等による実施も可能とする。

なお、集団指導に欠席した指定障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供する。動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 指導通知

指導対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

運営指導は、別に定める「指導調書（自己点検表）」に基づき、関係書類を閲覧し、関

係者からの面談方式で行う。また、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。この場合、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

なお、４の（２）のオ又はカにより運営指導を行う場合は、必要に応じて、「指導調書（自己点検表）」の特定の確認項目について、運営指導を行うことができる。

ウ 指導体制

指導を行う者は、２名以上の班を編成し、原則班長は係長（主査）職以上とする。

エ 指導結果の通知

運営指導の結果については、後日文書により通知する。

オ 改善状況報告書の提出

運営指導の結果、文書で指導した事項については、別紙様式の改善状況報告書の提出を求める。

なお、運営指導の結果、サービス等の内容及び自立支援給付等に係る費用の請求に関し過誤が認められる場合には、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し当該事項に係る点検を指示し、当該改善状況報告書により併せて報告を求める。

また、当該点検結果の報告があったときは、確認の上、当該請求に係る市町村に連絡する。

カ 監査への変更

運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに第３に定める監査を行うことができる。

なお、この場合、監査の根拠規定等について、当該指定障害福祉サービス事業者等に口頭で説明する。

（ア）著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

（イ）自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

第３ 監 査

１ 監査の方針

監査は、指定障害福祉サービス事業者等のサービス等の内容等について、障害者総合支援法第４９条、第５０条、第５１条の２８及び第５１条の２９並びに児童福祉法第２１条の５の２３、第２１条の５の２４、第２４条の１６及び第２４条の１７に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

２ 実施機関

（１）総合振興局等

総合振興局等は管内の指定障害福祉サービス事業者等に対し監査を行う。

(2) 保健福祉部

保健福祉部は、特に必要があると認められる場合に、総合振興局等が行う監査に協力するとともに、所要の取りまとめ、調整等を行う。

3 監査の対象

監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- (3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (4) 運営指導において確認した情報

4 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者等の当該指定に係る事業所、事務所その他当該サービス等の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

5 監査実施通知

監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、第2の5の(2)の力の規定により運営指導から監査へ変更した場合及び緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 監査の根拠規定及び目的
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

6 出席者

監査に当たり、監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等の代表者（又は役員）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じてサービス等の担当者、自立支援給付等に係る請求担当者等の関係職員（従業者であった者を含む。）の出席を求める。

7 監査体制

監査を行う者は、2名以上の班を編成し、原則班長は管理職とする。

8 監査後の措置

(1) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められる事項については、後日文書によりその旨の通知を行う。

イ 当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

(2) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条

の 28 及び第 51 条の 29 並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 23、第 21 条の 5 の 24、第 24 条の 16 及び第 24 条の 17 に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行う。

ア 勧告

指定障害福祉サービス事業者等に障害者総合支援法第 49 条第 1 項各号及び第 2 項各号、第 51 条の 28 第 1 項各号又は児童福祉法第 21 条の 5 の 23 第 1 項各号若しくは第 24 条の 16 第 1 項各号に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において、当該指定障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行う。

イ 命令

指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該指定障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行う。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が障害者総合支援法第 50 条第 1 項各号及び同条第 3 項で準用する同条第 1 項各号、第 51 条の 29 第 1 項各号又は児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項各号若しくは第 24 条の 17 各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

なお、指定の取消し等をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(3) 聴聞等

監査の結果、当該指定障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(4) 経済上の措置

ア 指定障害児入所施設設置者に対して勧告、命令、指定の取消し等を行った場合であって、偽りその他不正の行為により障害児入所給付等の支給を受けたときは、障害児入所給付費等の全部又は一部について児童福祉法第 57 条の 2 第 3 項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行う。

イ 指定障害児入所施設設置者に対して命令又は指定の取消し等を行った場合であって、偽りその他不正の行為により障害児入所給付等の支給を受けたときは、原則として、児童福祉法第 57 条の 2 第 5 項の規定により、当該指定障害児入所施設設置者に対し、アの措置

に加え、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせる。

ウ ア及びイの徴収金の返還期間は、原則過去5年間とする。

なお、旧児童福祉法に基づく障害児施設給付費等の取扱いは、なお従前の例による。

9 市町村との連絡調整

(1) 市町村長が、指定障害福祉サービス事業者等について監査を行う場合は、事前に実施する旨の情報提供を求める。

なお、複数の市町村に関係がある場合には、総合的な調整を行う。

(2) 市町村長が指定基準違反等と認めたときは、文書による通知を求める。

なお、道と市町村が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することができる。

(3) 指定障害福祉サービス事業者等（指定障害児入所施設設置者を除く。）に対して勧告、命令、指定の取消し等を行った場合には、自立支援給付等の全部又は一部について関係する市町村に対し、障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導する。

第4 関係機関との連携

指導監査に当たっては、他の指導監査等（社会福祉法人等指導監査、介護保険施設等指導監査等）と合同で実施するなど、適切かつ効率的に行う。

第5 その他

指導監査に関し、その他必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。

平成21年 4月 1日一部改正

平成22年 4月13日一部改正

平成24年 5月28日一部改正

平成25年 4月 4日一部改正

平成26年 3月28日一部改正

平成28年 5月 9日一部改正

平成31年 3月 7日一部改正

令和 2年 4月 1日一部改正

令和 2年 6月 1日一部改正

令和 5年 4月 1日一部改正

令和 6年 5月 1日一部改正

令和 7年 6月11日一部改正

改善状況報告書

令和 年 月 日

様

法人名
代表者名

(該当事業所等名)

指導実施年月日 令和 年 月 日
報告指示年月日 令和 年 月 日

改善を要する事項	改 善 内 容	
	改 善 の 状 況	添 付 書 類

- 記入要領
- 1 「改善を要する事項」欄には、文書により指導された事項（全文）を記入すること。
 - 2 「改善の状況」欄には、文書により指導された事項に対する改善状況を記入すること。
 - 3 「添付書類」欄には、改善の状況が明らかになる書類の名称を記入し、その書類の写し等を添付すること。